

こども家庭センター設置・機能強化促進業務一式に係る技術評価委員会 設置要綱

1 目的

こども家庭センター設置・機能強化促進（伴走相談支援）業務及びこども家庭センター設置・機能強化促進（情報交換推進）業務を一般競争入札（総合評価落札方式）で調達するにあたり、次のとおり「こども家庭センター設置・機能強化促進業務一式に係る技術評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、両業務の調達公募に対する応札者の提案を総合評価基準に照らし厳正かつ適正に審査・評価を行い、全ての応札者の技術点を契約担当官等に報告する。

なお、契約担当官等への報告は、こども家庭センター設置・機能強化促進（伴走相談支援）業務及びこども家庭センター設置・機能強化促進（情報交換推進）業務に係る総合評価審査事務を事務取扱範囲として任命された契約担当官等の一部補助者が行う。

2 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	藤林 武史	西日本こども研修センターあかしセンター長
委員	柿本 英敏	北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 課長
	桑野 裕史	福岡市こども未来局こども健やか部こども家庭課 課長
	野中 祥子	こども家庭庁支援局虐待防止対策課 課長
	結城 圭輔	こども家庭庁支援局虐待防止対策課 課長補佐

3 委員会の開催及び運営

委員会の庶務は、こども家庭庁支援局虐待防止対策課が処理する。

4 設置期間

令和7年5月8日（公告日）から令和7年6月5日（開札日）

5 その他

この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委員長の決定により処理するものとする。